

山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議について

1 制度の説明

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

○ 不当な差別的取扱いの禁止と合理的な配慮の提供（第7条・第8条）

	不当な差別的取扱いの禁止	社会的障壁除去についての必要かつ合理的な配慮の提供
行政機関等	義務	義務
事業者	義務	努力 → (義務)

◇ 必要かつ合理的な配慮の提供（第8条第2項）

事業者は、障害者から社会的障壁の除去の意思の表明があった場合、負担が過重でないときは、障害等の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をするよう努める。



※一部改正（公布の日（R3.6.4）から3年以内に施行：未定）

事業者は、障害者から社会的障壁の除去の意思の表明があった場合、負担が過重でないときは、障害等の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をする。

○ 必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備（第5条）

行政機関及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、施設設備の整備、職員に対する研修、その他必要な環境の整備に努める。

○ 事業者が対応する指針（第11条）

主務大臣は、事業者が適切に対応するために必要な指針を定める。

○ 指導・勧告（第12条）

主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、助言、指導若しくは勧告することができる。

◇ 第22条で、主務大臣の権限は、政令により、地方公共団体の長等が行う。

○ 障害者差別解消支援地域協議会（第17条）

国や県の機関で、医療、介護、教育その他障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、関係機関により構成される協議会を組織することができる。

◇ 構成員（第17条2項）

関係機関の他、特定非営利法人その他の団体、学識経験者、県が必要と認める者

(2) 山梨県障害者幸住条例

○ 障害者差別地域相談員（第32条・第33条）

障害者等からの障害を理由とする差別等の相談業務（R3年度43名）

○ 障害者差別解消推進員（第34条）

障害者差別地域相談員への指導及び助言、地方法務局等の関係機関との連絡調整

○ 障害者差別解消支援ネットワーク会議（第37条）

相談業務を円滑に進めるための指導及び助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、地方法務局等の関係機関、障害者団体、その他の関係者で構成する山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議を組織する。

2 障害者差別解消支援ネットワーク会議の取組

○ 業務内容

- ① 合理的配慮等に関する情報の共有
構成機関等から提供された合理的配慮の事例等の情報を共有する。
 - ② 合理的配慮等に向けた取組の検討
合理的配慮を行うための環境の整備につながる取組等を検討し、事業者等に周知する。
 - ③ 困難事案への対応に係る協議調整
解決が困難な事案への対応を協議し、解決に適した機関を調整する。
- ◇ 個別案件に対するあっせんや調停は行わない。

○ 委員の構成

- ・ 学識経験者
 - ・ 障害当事者とその家族等
 - ・ 山梨県障害者幸住条例で不当な差別的取扱いの禁止を定めた各分野に関する事業者
 - ・ 障害者差別解消法で事業者に指導、勧告できるとされる国や県の関係機関
- ◇ 条例で不当な差別的取扱いの禁止を定める分野
福祉、医療、教育、商品販売・サービス提供、雇用、建物・公共交通、不動産、情報コミュニケーション

○ 活動内容

- ・ 年2回、全体会を開催する。
- ・ 緊急かつ重大な事案が生じた場合、必要に応じて、関係する委員で部会を開催する。
- ・ 合理的配慮のための環境の整備等に係る情報を、随時、事務局から構成機関等に提供する。

○ 情報の共有

- ① 関係機関等における合理的配慮の提供等に関する事例は、随時、事務局で受け又は、必要に応じて、事務局から関係機関等に照会することで情報を収集する。
- ② 事務局で得た合理的配慮の提供等に関する事例は、環境の整備や事案の発生予防につながる情報として、随時、関係機関等へEメール等を利用して提供する。
- ③ 蓄積された事例の中から、関係機関等の意見を聞く必要のあるものや、広く周知するもの等を全体会の議題とする。

－障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組情報－

- 障害を理由とする差別の解消（山梨県）
<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/shogai-sabetu-kaishou.html>
- 合理的配慮等具体例データ集（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>
- 事業者が適切に対応するための指針（内閣府）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>
- 心のバリアフリーを進めよう！広げよう！（山梨県）
<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/kokoronobarrierfreesuisinjigyou.html>

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成